

令和 7 年度 第 KJ32-901 号 滋賀県企業庁水道 DX 推進支援業務
公募型プロポーザルに関する質問の回答 2

【質問】

質疑①

- ・実施要領、P4、「9 審査および委託業者の選定、(2) 審査会」について
「企画提案書等にかかるプレゼンテーションを行うこととする。」とありますが、プレゼンテーションには企画提案書を基にしたパワーポイント（プロジェクター及びスクリーン）を使用したいと考えています。しかし、「なお、プレゼンテーション会場においてはパソコン機器の使用は認めない。」とあり、企画提案書等の提出物によるプレゼンテーションのみ可能ということでしょうか。
また、「Zoom」ミーティングを希望した場合、パソコン機器を使用することになります
が、どのように考えれば良いのでしょうか。

質疑②

- ・実施要領、P4、「9 審査および委託業者の選定、(2) 審査会」について
審査会に参加する人数制限はありますでしょうか。

質疑③

- ・実施要領、P4、「9 審査および委託業者の選定、(2) 審査会」について
プレゼンテーションに関するプロジェクター及びスクリーン、提出した企画提案書の印刷物の準備は必要でしょうか。

質疑④

- ・実施要領、P2、「6 提出書類、(2) 企画提案書 及び (3) 経費概算見積価格書」の
副本について
副本の定義とは、事業者名などの特定につながる情報が黒塗りされたもの、という認識
でよろしいでしょうか。
相違がある場合は、副本の定義についてご教示ください。

質疑⑤

- ・実施要領、P2、「6 提出書類、(3) 経費概算見積価格書」について
内訳書は任意の様式で作成しても良いでしょうか。
また、見積書鏡に記載する日付は提出日で良いでしょうか。

質疑⑥

- ・実施要領、P2、「6 提出書類」について
提出書類および選定過程は、情報公開の請求に対して公開対象となるでしょうか。部分
開示となる場合は、その範囲についてご教示ください。

【回答】

回答①

会場、Zoom いずれの場合もプレゼンテーションは企画提案書等のみによる説明とします。補足の留意事項として会場ではパソコン機器は使用できない旨記載しています。

回答②

人数制限はありません。

回答③

提出した企画提案書等のみにより説明してください。あらためて印刷物を準備する必要はありません。

回答④

副本は、審査会において審査委員への説明資料として使用するもので、正本と同一内容のものと御理解ください。

回答⑤

任意様式で構いません。日付も提出日で結構です。

回答⑥

プロポーザルにかかる全ての参加者、総合点、項目別評価点、見積額が公開対象となります。